

議案第 16 号

宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

資料 1 宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例の概要

1 制度の趣旨

加齢による諸事情への対応及び地域ボランティア活動への従事などの地域貢献等を想定し、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応することを目的とする。

2 制度内容

(1) 対象職員

55 歳に達した常勤職員

※暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、会計年度任用職員は除く。

(2) 取得可能時間等

1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、1 日の勤務時間の一部又は全部について勤務しないことができる（5 分単位）。

(3) 休業の申請手続

ア 申請期限

休業をしようとする期間の初日の 1 月前までに申請する。

イ 申請方法

高齢者部分休業承認申請書により申請する。

(4) 休業の取得ができない場合

公務の運営に支障があると任命権者が認める場合

(5) 給与上の取扱い

ア 給与月額

休業をした期間については、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

イ 昇給

休業をした期間については抑制の対象としない。

ウ 期末手当

期間率について、高齢者部分休業を取得した時間の 2 分の 1 に相当する時間を日数換算し、日数に応じて除算して決定する。

エ 勤勉手当

期間率について、高齢者部分休業を取得した時間を日数換算し、日数に応じて除算して決定する。

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日